

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

筑紫野市は、軽自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県 筑紫野市長

公表日

令和8年1月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税の賦課に関する事務
②事務の概要	筑紫野市は、番号法のほか、軽自動車税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受理した原動機付自転車にかかる申告書及び軽自動車協会より送付される申告データに基づく異動処理 (2) 賦課期日に車両を有する者に対して当初課税 (3) 軽自動車税の納税義務者の住民票情報等を確認し、納税通知書を送付 (4) 本市で受理した他市町村の原動機付自転車の廃車申告を該当の市町村に回送 (5) 申請に基づく軽自動車税の減免 (6) 申告に基づき、原動機付自転車および小型特殊自動車の車両標識の交付
③システムの名称	・軽自動車税システム ・番号連携サーバー ・中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)別表 24の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 ・提供なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	筑紫野市 市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 総務部 総務課 法務担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号818-8686 筑紫野市石崎一丁目1番1号 092-923-1111(代表) 筑紫野市 市民生活部 税務課 市民税担当
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を取り扱う際には、複数人での確認を徹底している。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムがインストールされているPCへのアクセスは、パスワード、生体認証等による厳格なアクセス権限下、適切な管理を行っている。アクセス権限は最小限とし、異動等によるアクセス可能な職員の名簿の都度更新も実施している。以上のことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	様式	平成26年4月 様式2	平成31年1月 様式2	事後	
令和1年6月28日	I-5 ②所属長	税務課長 野口 靖	税務課長	事後	
令和1年6月28日	I-7 請求先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	I-8 連絡先	筑紫野市二日市西1丁目1番1号	筑紫野市石崎一丁目1番1号	事後	
令和1年6月28日	II-1 対象人数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月28日	II-1 取り扱い者数	平成27年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和2年3月19日	公表日	2019/6/28	2019/3/19	事後	
令和2年3月19日	II-1 対象人数	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和2年3月19日	II-2 取り扱い者数	平成30年4月1日時点	令和2年3月1日時点	事後	
令和4年2月10日	評価書名	筑紫野市 経自動車税に関する事務 基礎項目評価書	経自動車税の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	筑紫野市は、経自動車税業務における特定個人情報ファイルを取得し、当該個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に侵害を及ぼすおそれがあることを見出し、特定個人情報の取扱いその他の事項を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	筑紫野市は、経自動車税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に侵害を及ぼすおそれがあることを見出し、特定個人情報の取扱いその他の事項を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じて、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和4年2月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	右記の内容を追記	本評価書では以下の略称を使用しています。 「番号法」：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)	事後	
令和4年2月10日	I 1①事務の名称	経自動車税に関する事務	経自動車税の賦課に関する事務	事後	
令和4年2月10日	I 1②事務の概要	筑紫野市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と称す)に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受理した原動機付自転車にかかる申告書及び経自動車税金引付状の申告書データに基づく異動処理 (2) 賦課通知書(情報提供)を有する者に対して送付届 (3) 経自動車税の納税義務者の住民異動情報等を確認し、納税通知書を送付 (4) 本市で受理した他市町村の原動機付自転車の廃車申告を該当の他市町村に送付 (5) 申請に基づき、経自動車税の減免 (6) 申請に基づき、原動機付自転車および小型特殊自転車の車両種別交付	筑紫野市は、番号法のほか、経自動車税にかかる法令に基づき、特定個人情報を利用した以下の事務を取り扱う。 (1) 窓口で受理した原動機付自転車にかかる申告書及び経自動車税金引付状の申告書データに基づく異動処理 (2) 賦課通知書(情報提供)を有する者に対して送付届 (3) 経自動車税の納税義務者の住民異動情報等を確認し、納税通知書を送付 (4) 本市で受理した他市町村の原動機付自転車の廃車申告を該当の他市町村に送付 (5) 申請に基づき、原動機付自転車および小型特殊自転車の車両種別交付	事後	
令和4年2月10日	I 1③システムの名称	1 Acrocity 経自動車税 2 MicIT 番号連携サーバ	・経自動車税システム ・番号連携サーバ	事後	
令和4年2月10日	I 2. 特定個人情報ファイル名	(1) 経自動車税情報ファイル	経自動車税情報ファイル	事後	
令和4年2月10日	I 3 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	
令和4年2月10日	I 4 ②法令上の根拠	(別表第2における情報照会の根拠) 第1欄(情報照会者)が「市町村長」および「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第27の項)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第2号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第20条	事後	
令和4年2月10日	II 1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年2月10日	II 2 いつ時点の計数か	令和2年3月1日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和8年1月1日	II 1 いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月1日	II 2 いつ時点の計数か	令和4年1月31日 時点	令和8年1月1日 時点	事後	
令和8年1月1日	I 3 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の16の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)別表 24の項	事後	
令和8年1月1日	I 4 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第2号 別表第2の第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(別表第2の27の項) 【情報提供の根拠】 提供なし。	【情報照会の根拠】 番号法第19条第2号に基づき主務省令第2条の表 48の項 【情報提供の根拠】 提供なし。	事後	